

令和元年台風第19号 栃木県災害義援金募集要領

栃木県災害対策本部

1 目的

令和元(2019)年10月12日に発生した台風第19号の大雨・洪水等により被災された方の生活を支援するため義援金を募集する。

2 募集範囲

義援金は、県内外から広く募集する。

3 募集期間

令和元(2019)年10月15日(火)から令和2(2020)年3月31日(火)状況に応じ期間の延長を行う。

4 募集方法

次の金融機関の口座への振込。

- ・足利銀行県庁内支店 普通預金 5031395

足利銀行本支店窓口での振込の場合、手数料は免除とする。

- ・栃木銀行本店 普通預金 1193280

栃木銀行本支店窓口での振込の場合、手数料は免除とする。

- ・ゆうちょ銀行 口座記号番号 00180-4-487570

全国のゆうちょ銀行および郵便局の貯金窓口(簡易郵便局を含む)窓口での振込の場合、手数料は免除とする。

注：ただし、いずれの銀行もATM、インターネットバンキングでの振込の場合、所定の手数料を必要とする。

- ・口座名義：令和元年台風第19号栃木県災害義援金

5 義援金の提供・配分

栃木県災害義援金配分委員会において決定した配分額を県内各市町等に配分する。

6 税法上の措置

義援金は、所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄付金控除(2千円を超える分について)、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄付金控除(2千円を超える分について)及び法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われる。

銀行振込又は郵便振込(振替、払込等を含む)により、義援金取扱口座へ送金を行った場合は、振込金受取書(受領書)又は郵便振替受領書の原本をもって損金及び寄付金控除等を受けるための受領書(証明書)に代えることができる。

7 受領書の発行

受領書について、義援金寄付者であって発行を希望する者もしくは個人において 500 万円以上または法人において 1,000 万円以上の寄付者に発行する。発行希望者は様式 1 を災害対策本部事務局に提出し、受領した災害対策本部事務局は様式 2 を受領書発行希望者へ発行する。

附則

この要領は、令和元(2019)年 10 月 15 日から施行する。

この要領は、令和元(2019)年 10 月 16 日から施行する。

この要領は、令和元(2019)年 10 月 28 日から施行する。

この要領は、令和元(2019)年 10 月 29 日から施行する。

この要領は、令和 2 (2020)年 2 月 1 日から施行する。